



市民協働推進だより LINK!

発行：武蔵野市企画政策室市民協働推進課
制作：武蔵野市NPO・市民活動ネットワーク

『LINK』から始まる『つなげる・つながる』

市民協働推進課長 森安 東光

活動を支える共感・共鳴の輪

東日本大震災の被災地で、復興のための様々な活動に当たる、たくさんの人たちにお会いしました。

海外で暮らしていたけれど、まちが津波に呑み込まれるのをインターネットで見ても立ってはいられず、急ぎよ帰国して仮設住宅でのコミュニティづくりの活動をしている女性。首都圏の病院をやめ、貯金の続く限り貢献しようとしている看護師。定年退職後ののんびりした暮らしを投げ打ち、地震直後に車で乗り付けてボランティアの取りまとめに当たっている人。

常駐している人たちだけではなく、週末にはそれぞれ全国から人々が現地に駆け付けています。惨劇を目の当たりにし、「何かせずにはいられない」という思いが彼らを駆り立て、柔軟で多様な取り組みが生まれています。

彼らが活動に立ち上がったのは、もちろん一人ひとりの自発的な意思によるものですが、その背景には「被災された人たちのために何かをしたい」「日本を、ふるさとを取り戻したい」という社会全体の共通した強い「想い」があると思っています。「共感」というのか「共鳴し合う心」とでもいうのか、目に見えない力が人々の背中を押し、被災地を包み込んでいくような気がしてならないのです。

様々な課題を解決しようとする活動の基本は、規模や程度の違いはあれ、このような共感や共鳴の輪をどれだけ広げ、深めることができるかということにあるのではないかと考えています。

抽象的な、雲を掴むような話になってしまいました。現在策定中の「市民活動促進基本計画（仮称）」のベースに、そのような「想い」を反映できればと、事務局担当者として考えています。

市民協働サロンのこれから

市民活動支援や活動団体相互の交流の場としての機能は武蔵野プレイスに移り、市民協働サロンはNPOや市民活動団体と市役所が今まで以上に協働を進めていくための拠点として整理を行いました。

しかし「協働」という言葉の受け止め方は様々で、「市民と市が一緒にやれば、何でも協働？」「施策の実施主体が市から市民の活動に入れ代わっただけなのにそれも協働？」といった疑問を抱くような状況に遭遇することも少なくありません。「協働」は、使う人により如何様にも解釈可能な「便利な(?)」言葉として乱用されつつあるように危惧しています。

個別の必要から生じた課題が、周囲の共感・共鳴を呼び起こし、より多くの人々の課題として認識されたとき、それを解決しようとする活動は社会的・公益的活動となります。そのような活動がパッチワークのように、多彩で多様につながり合う「まち」こそが真に豊かな地域社会だと私は考えています。

単に市の業務を代替するのではなく、共感や共鳴に裏打ちされた社会貢献や公益的な活動を、市民と市が連携して実施した方がより広がりや深まりを生み出せる、と双方が認識した時、真の意味での「協働」が始まるのではないのでしょうか。

そのための窓口として市民協働サロンがあり、講座や学習会などの事業があり、この「LINK（市民協働推進だより）」があります。これまでの市民協働サロン事業と「サロンだより」が3年10か月にわたり培ってきた「つなげる・つながる」役割は、これからも引き継がれていきます。

LINKから始まる「つなげる・つながる」の新しいステップへの皆様のご参加をお待ちしています。



市

民協働サロンで2年間に渡って開催をしてきた
活性化交流・勉強会事業「まち
に出て見つけよう私の大事なもの」。

実行委員会を設け、具体的な市民の活
動の中から「つながり」や「きずな」
を考えてきた講座は毎回参加者の共感
をよび、手こたえのある「学びの場」
となりました。

今年度からは、市民協働サロンの機
能の変更に伴って、事業の位置づけが
「協働推進のための市民学習会」へと
変わりましたが、引き続き実行委員会が企画と運営を
担当し、全3回の講座開催を予定しています。

5

月27日に開催した第1回学習会は、今年3月の
東日本大震災を受け、まちの「防災」に焦点を
あてたものとなりました。各まちからの報告で、震災
時の混乱した状況の中で市民が自主的に行動し、人と
人をつないでいった様が語られ、参加者は圧倒されつ
つも今後の課題を前向きに考え始めていました。

豊かなまちをつくるために、個人個人が地
域の中で生きていくことを意識し、つながり、主体的

協働推進 のための 市民学習会

に考え行動していくことが大事であること。コミュニ
ティセンターが地域の拠点であり、情報の集約・発信
の「場」となること。そしてその「場」が地域の要
としてより発展する可能性があること。それぞれの地
域活動団体が連携を図り、協力していくことで、多く
の問題点に気づき具体的な解決に向けて行動する力に
なること。また、それらの活動を発展させていくため
に「学び」と「学びの場」が必要であること。学びと
活動をうまく組み合わせながら行動していくことで市
民活動は発展していくということ、等々。

なぜ「協働」が重要なのか、市民には、また行政に
は何かできるのか、多くのことに気づ
き、具体的に考えるきっかけとなる素
晴らしい講座でした。

第2

2回学習会は、第1回で発表さ
れなかった地域の方々の報告を
中心に、震災から見えた「防災」の課
題をまとめるかたちで行う予定です。

また、最終回となる第3回学習会は
「コミュニティと学びと協働（仮称）」
と題し、12月以降の開催を予定しています。

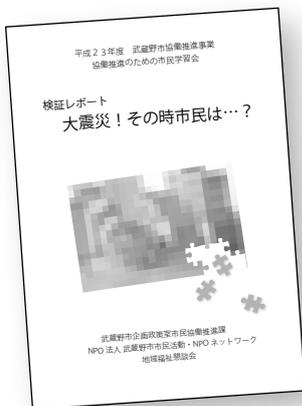
この第3回の学習会に向けては、「協働推進のため
の市民学習会」を多くの方に知ってもらい、準備の段
階から関わってもらうために、9月の市報等を通して
新たに実行委員メンバーの募集を行う予定です。

市民、団体、行政がつながり協働してまちづくりを
推進していくなかで新たな「公共」が生れていくので
はないかと期待します。ぜひ多くの方が実行委員会に
関わっていただけたら嬉しいのです。



学習会実行委員会 井口 雅枝

学習会「講座の記録」をご活用ください



市民学習会事業では、
学習会の中で得られた
様々な「学び」がまち
の中で広く共有される
ことを願って、毎回の
講座の記録を作成して
います。無料でお配り
していますので、希望
される方は市民協働推
進課までお問い合わせ
ください。

第2回学習会

「大地震！その後の市民は...？」
～地域の実践から学ぶ～」

日時：平成23年11月4日（金）午前10時～12時半
会場：武蔵野市役所東棟8階802会議室

今回は中部・西部地区（吉祥寺北町・
境南・桜堤）からの震災レポートと、
3月11日以降に行政（防災課・生活福
祉課・市民協働推進課）や各地域で始
まった新しい取り組みについてお話を
お聞きます。

武蔵野市
×
武蔵野市NPO・
市民活動ネットワーク
協働事業レポート



今年度、武蔵野市と武蔵野市NPO・市民活動ネットワーク（NPOネット）が実施する協働事業の中で、新機軸となるのが「相談コーナー」です。これは市内で活動するNPO・市民活動団体に呼び掛けて相談員を募り、各団体の得意分野について市民からの相談を受け付けるというもので、行政とは一味違った「もう一つの公共」としての市民セクターの経験や知識を、広く市民に活用してもらうことを目的としています。また、相談を担当する団体の側にとっても、自らの取り組みをアピールする機会となり、さらなる活動の発展に結びつける効果が期待できます。事業の形態としては市民が市民に答えるというのですが、中間支援組織としてNPOネットが介することで、相談内容によっては行政や他団体に繋ぐことも出来るようになっていきます。

また、相談スペースの確保や広報等については、市からの全面的な協力を受けられることになっており、市民×市民の活動を行政がバックアップするという、新しい形の「協働」のモデルケースとなるものとも言えます。

市民協働推進 に関する 相談コーナー

初回となった7月21日は、「NPO法人DANK AIプロジェクト」の栗田代表が相談員となり「NPOの立ち上げと運営の仕方」をテーマに相談を受け付けました。開始前から相談者が続々と集まり、予定の時間をオーバーする盛況ぶりです。相談コーナーの方向性についての確信を得るものとなりました。

第三回目の相談員となった「NPO法人FP武蔵野グループ」の代表、今村氏に意気込みと実際に行った感想などをお聞きしました。

「市民からの相談に応えつつ、私たちの会の本来の目的（ファイナンシャルプランナーの周知と啓発活動）にも繋がりたいと考え、複数回担当している相談日の各回について、一般的な内容から徐々にFPの専門分野に発展させていくようにテーマ設定を工夫しました。」

今回ご相談にいらした方たちは、NPOの立ち上げにかかる具体的な資金の問題や、活動を行う上での法律相談などの内容でしたが、回を重ねていけば、生活の中でのFPへの必要性と理解も深まるだろうと考えています。相談員、相談者双方の可能性を感じる事業だと思います。」

市民協働サロンでの「相談コーナー」は、今後も様々なテーマで開催されます。9月、10月は各8回開催の予定です。スケジュール等については市報やチラシでのご確認をお願いいたします。

「相談コーナー」から広がる、市民による「共助」のネットワークにご期待ください。



NPOネット 前川 順子

10月の相談コーナースケジュール

開催日	時間帯	テーマ	相談担当団体
10月 6日 (木)	12:00~14:30	認知症予防	PC-1きぼう
10月 7日 (金)	〃	ウォーキング何でも相談	武蔵野市ウォーキング協会
10月13日 (木)	〃	省エネ、節エネ、自然環境等	武蔵野・多摩環境カウンセラー協議会
10月14日 (金)	〃	年金、健康保険、生損保見直し等	FP武蔵野グループ
10月20日 (木)	〃	NPOの立ち上げ・運営・協働事業	DANKAIプロジェクト
10月21日 (金)	〃	市民ができるまちづくり	市民まちづくり会議・むさしの
10月27日 (木)	〃	地域でかかわる子育て支援	保育サービスひまわりママ
10月28日 (金)	〃	若者と引きこもり問題	ウィッシュ・プロジェクト

各回とも相談会場は市役所西棟7階の市民協働サロンとなります。料金無料、事前申し込みは不要です。(先着順)

武蔵野市 NPO・市民活動マップ



コミュニティセンター

- 1 吉祥寺南町コミュニティセンター**
 住所：吉祥寺南町 3-13-1 電話：0422-43-6372
 休館日：第 2・第 4・第 5 水曜日
 製版代：1 枚 50 円 印刷代：2 枚 1 円
 用紙：持ち込み、販売あり
 対象：どなたでも
- 2 吉祥寺東コミュニティセンター（九浦の家）**
 住所：吉祥寺東町 1-12-6 電話：0422-21-4141
 休館日：第 4 水曜日
 製版代（印刷代込）：1～500 枚まで 200 円
 以降 500 枚ごと 100 円
 用紙：持ち込み、販売あり
 対象：どなたでも
- 3 境南コミュニティセンター**
 住所：境南町 3-22-9 電話：0422-32-8565
 休館日：第 1・第 3・第 5 金曜日
 製版代：1 枚 50 円 印刷代：片面 5 円、両面 7 円
 用紙：持ち込み、販売あり
 対象：どなたでも

社会教育振興施設

- 4 市民会館**
 住所：境 2-3-7 電話：0422-51-9144
 休館日：木曜日
 製版代：1 枚 100 円 印刷代：100 枚 100 円
 用紙：持ち込み
 対象：社会教育関係団体。登録審査を受けた
 「社会教育関係団体」は半額

NPO活動・市民活動をする上で必要なサポートはどこに行けば受けられるのでしょうか？そんな疑問にお答えする「武蔵野市NPO・市民活動マップ」。今回は特にお問い合わせの多い「印刷機が利用できる施設」をご案内します。（取材：栗村 真里）

★印… **1 2 3** 以外のコミュニティセンター

男女共同参画推進施設

- 5 むさしのヒューマン・ネットワークセンター**
 住所：境 2-10-27-2F 電話：0422-37-3410
 休館日：日曜日、祝日
 製版代：1 枚 100 円 印刷代：100 枚 100 円
 （男女共同参画推進登録団体は半額）
 用紙：持ち込み
 対象：どなたでも

市民活動・生涯学習支援施設

- 6 武蔵野プレイス**
 住所：境南町 2-3-18 電話：0422-30-1905
 休館日：水曜日、第 3 金曜日
 製版代：1 枚 100 円 印刷代：10 枚 10 円
 用紙：持ち込み
 対象：登録承認団体

※料金等は2011年9月現在のものです。
 ※年末年始は休館です。また、節電などのため、定期休館日以外でも休館している場合があります。ご利用に当たっては、事前に各施設までお問い合わせ下さい。

もっと知りたい! 補助金のこと

このコーナーでは、NPO法人や市民活動団体にとって関心の高い補助金・助成金についての情報を3回連続でお伝えしていきます。今号は、武蔵野市が行っている「特定非営利活動法人補助金交付事業」について市民協働推進課に取材しました。(取材：堀内 直子)

武蔵野市特定非営利活動法人補助金交付事業

実施主体	武蔵野市(担当課:市民協働推進課)
目的	団体が行う公益活動に要する経費の一部を補助することにより、団体の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与する
対象	武蔵野市内に事務所を置くNPO法人 (補助対象となるのは ①講演会・シンポジウム・講習会・研修会等の開催に要する経費 ②調査に要する経費 ③その他市長が特に必要と認めた経費)
交付額	1団体20万円を限度に予算範囲内で交付
経過	市報等での周知(4月後半~5月前半頃) ▼ 申請受付期間(例年5月中旬の1週間) 期間中に申請書及び必要書類を提出 メールや郵送での申請も可 ▼ 公開プレゼンテーション(例年6月上旬) 各団体10分程度のプレゼンテーション ▼ 補助金交付団体の決定(例年6月下旬) 補助金交付決定通知書により通知 ▼ 団体による事業実施 ▼ 補助金の交付請求(1ヶ月以内) 請求書及び報告書を提出 ▼ 補助金の振り込み(1ヶ月以内) ▼ 事業報告会(例年3月上旬) 事業の成果を公開の場で発表

詳細は市のホームページ(http://www.city.musashino.lg.jp/shiminkatsudo/npo_katsudo/004345.html)でご確認下さい

- Q: この補助金制度はいつ頃始まったのですか?
A: 平成13年からですので、今年で11回目になります。
- Q: 対象がNPO法人だけなのは?
A: 市内の他の助成制度との補完性も考え、本事業はNPO法人の支援に特化させています。
- Q: 様々な分野の団体が交付を受けていますね。
A: この補助金事業の特徴の一つとして、分野を限定せずに様々な事業提案を受け付けていることがあげられます。
- Q: 上限20万円という金額設定については?
A: 活動本体を支える資金というより、活動を活性化させ、ステップアップするための補助という位置づけでお考えください。
- Q: 補助金の交付率はどれくらいですか?
A: 事業提案の中身がしっかりしていれば、交付を受けられない団体は少ないです。今年度は申請団体すべてに交付されました。
- Q: 募集期間が1週間と短いですが?
A: 団体側が出来るだけ早く資金の目途がつけられるよう、年度の早い時期での周知・募集・決定を目指していますが、その分募集期間が短くなるのが悩ましいところです。例年5月中旬頃に募集を行いますので、4月後半~5月前半の市報をチェックして下さい。
- Q: 交付団体の審査をする審査員について教えてください。
A: NPO関係の方や大学教授の方など3名から構成され、2年に1回見直しされます。市の職員は入っていません。
- Q: 応募団体のプレゼンテーションや事業終了後の報告会は公開で行っているそうですが?
A: NPO法人が行っている活動に対して、広く市民に関心を持ってもらうため、また活動団体同士の交流を図るために、公開で実施しています。皆さまもぜひご参加ください。



分野を限定されない間口の広さが魅力的。募集期間が短いので、必要書類は事前に準備。市報のチェックもお忘れなく!

山岸秀雄氏に聞く

「協働」とは何か？

1 「協働」が生まれるまで

これからの社会のあり方として、様々な場面で取り上げられるようになった「協働」。しかしその理解の仕方は人様々で、時として大きな食い違いを生むこともあります。また理論と実践のギャップも大きく、「協働って結局何なんだろう?」「協働することの本当の意義はどこにあるんだろう?」という戸惑いは「協働」に携わった多くの市民が共通して抱くものではないでしょうか?そこでもう一度「協働」ということを根本から捉え直すために、長年「協働」にかかわる論議やその実践の最前線をリードされてきた、NPOサポートセンター理事長の山岸秀雄氏にお話を伺い、レクチャーをしていただきました。今号から3号連続のレポートで、「協働」の本質に迫って行きます。



山岸 秀雄 (やまぎしひでお) 氏
特定非営利活動法人NPOサポートセンター理事長
法政大学法学部教授

1988年の訪米以来、日本でNPOをつくる運動を始め、93年に日本最初の間支援組織「NPOサポートセンター」を設立。1996年に「NPOサポートセンター全国連絡会」代表。著書・共著に「NPOと行政・協働の再構築」、 「産官学民NPOプラットフォーム」など。

——市民が行政や企業と力を合わせて、社会の様々な課題の解決に取り組むのが「協働」ということだと思つのですが、そもそもこの「協働」という考え方が広まったのは、いつ頃なのでしょう?か?

「協働」という考え方が日本の社会で注目を集めるようになったのは、1990年代の前半頃からです。その背景としては、バブル崩壊を経て、日本社会の政治的・経済的行き詰まりが明らかになってきたことがあげられます。従来、行政や企業中心の社会システムでは立ち行かなくなって、新しい社会の担い手、動かし手として、市民の存在がクローズアップされるようになったわけですね。

——それ以前の行政と市民の関係はどのようなものでしたのでしょうか?

行政は、今よりもっと「専門性は自分たちだけにある」という意識が強かったと思いますね。だから、市民というか、国民がくちばしを挿んでくることには相対の抵抗感があった。市民の側も、今よりもっと行政に対して依存する意識が強かったと思います。

何せ日本では、千何百年も中央集権国家体制が続いたわけですから、戦後になって民主主義だといつても「世の中はお上(行政)が動かすもの、国民は従うもの」という意識が簡単には抜けなかったわけです。

もちろんそんな中でも、行政や企業に対して市民が物申していくという市民運動はありました。ただ、こちらにも批判型というか要求獲得型というか、力を合わせて社会を良くするというよりは、行政と戦うという意識が強かったと思います。だから「依存か対立か」という、わりと二極的な状況だったと思いますね。

—そんな中で、「協働」という新しい社会システム
の模索が始まったわけですね。

行政で初めに協働についての文章を作ったのは兵庫
県だと思えます。ただ、それを実践に移す段階で、最
初にスタートしたのは東京都でした。堀田力さんを座
長に「協働」の委員会を立ち上げたんですが、実はそ
の議論の方向付けを、当時私が所長をしていた第一総
合研究所というシンクタンクで請け負ったんです。

私が協働論を書いたんですが、東京都の担当者から
は「今まで敵対視してきたお互いの関係を越えて、税
金を使って市民団体を応援してもいいという、その論
理を考えてくれ」と言われました。

—これからは「協働」だというのは、市民ではなく
行政の側から出て来た話だったのでしょうか？

まあそうですね。彼らも心情的な部分では「協働」
は自分たちの縄張りを脅かすものだという不安はあつ
たでしょう。ただ財政的な状況がどんどん悪くなつて
行つて、「小さな政府」ということが叫ばれて、この
ままではもたないと頭でわかつていたから、そちらに
舵を切らざるをえなかつたんでしょうね。

一方、市民の側も従来の市民運動のスタイルは壁に
ぶつかつていて、新しい段階を模索しているような状
況でした。私自身のことと言うと、1988年にアメ
リカ政府の招待でアメリカに行つて、市民運動とかボ
ランティア団体の調査をしたんですが、その時に向こ
うのNPO団体がちゃんと社会の一部を担つて活動し
ているのに触れて、非常に強い印象を受けました。そ
れで、帰国してからは、日本にもNPOを根付かせよ
うという運動を始めたんですね。

そんなふうに、行政の側もこのままじゃまずいと思
い始めたし、市民の側もただ反対、反対ではなく、も
う少し建設的な方向に進めないかと思つていた所に、
「協働」というアイデアがもたらされて、みんなでそ
ちらに歩み始めたというような状況でした。

—そこからはすんなりと進んだんでしょうか？

まだすんなりとは行きませんでした。「協働」とい
うことが、きちんと健全な形で機能するための制度的
な部分がまだ整つていなかったんです。つまり行政・
企業に次ぐ第三の存在：「第三セクター」と言いま
すけれども、第三セクターとしての市民社会の存在をき
つちりと認める法律が無かつたんですね。

転機となつたのは、1995年1月の阪神淡路大震
災でした。現地の支援・復興は行政の力だけでは到底
及ばなくて、市民のボランティアの活躍ぶりがテレビ
や新聞等の報道を通じて広く国民の知るところとな
りました。そして、制度的な部分が整つていないがゆえ
にボランティアが円滑に動けないことも広く明らか
になつたんです。

これに対して政府は、当初「ボランティア保護法」
とか「ボランティア促進法」というものを作ろうとし
ました。しかしそれだと、市民の活動が「お金のかか
らない政府の下請け」ということにされてしまいかね
なかつた。そこで、私たちをはじめ、多くの市民や市
民団体が反対運動をしまして、ボランティア活動を含
んだあらゆる市民運動・市民活動・市民事業を包摂す
る法律の制定を求めました。

最終的にはそうした運動の成果もあつて、約3年間
にわたる議論の末、98年3月に「特定非営利活動促進
法」いわゆる「NPO法」が成立したんです。

「協働」ということに向けて、本格的な準備が整つ
たのは、この「NPO法」の制定以降でしょうね。

—「NPO法」の制定により「協働」の市民側の中
核を担う「NPO」の存在が確立されたわけだ
が、「NPO」というのは従来の「市民運動」や
「市民活動」とはどつ違つたのでしょうか？

実はこの法律は、もともと「市民活動促進法」とい
う名前で議論が進められていて、実際に一旦その名前
で衆議院を通過しているんです。しかし、「市民」と
いう言葉に対して抵抗感を覚える勢力があつて、結局
「特定非営利活動促進法」という名前に落ち着いたと
いう経緯があるんですね。

ですから、名前に「市民」という文字こそ含まれて
いませんが、実際にはこの法律は市民活動団体が活用
することを想定しています。そういう意味では「NPO
」と「市民活動」は一つながりのものだと言つても
いいでしょう。

つまり、市民活動団体は、この法律に基づいて認証
を受けることで「NPO法人」になることが出来る。
市民活動をやっていて、色々限界があるなど感じた時
に、「NPO」という選択肢を選ぶことが出来るよう
になつたということですね。

NPOになることで、どういった良いことが有るか
という、事業、つまりビジネスが出来るようになるん
です。法人格が認められるので、お金を払つて人を雇
うことができるようになる。団体の名義で口座を持つ
ことや、事務所を借りることも出来るようになる。そ
ういった法人としての諸々の権利が認められて、ビジ
ネスをやれるというのが、「市民活動」と「NPO」
の最大の違いなわけです。

——市民活動を行っている人の中には、「ビジネス」という言葉に違和感を覚える人もいるんじゃないかと思うのですが。

たしかに日本の市民運動は、清貧に甘んじるというか、自己犠牲の精神というか、お金のことを言うのは不純だという感覚でやってきた部分がありました。しかし、行政や企業と渡り合って恒常的に「協働」に取り組んで行こうと思ったら、どうしたつてある程度のお金を動かして行かないと始まらない。

お金を動かすと言っても、別にすぐ稼ごうとか、そんな話ではないんですよ。非配当の原則というのがありますから。あくまで活動が円滑に回って行くようにするためにお金を動かすということなんです。

しかし、それでも感覚的に合わないから、そのまま「市民活動」としてやっていきたいという方もいらっしゃるでしょうし、それはそれで重要なことかと思えますので、どっちが良いとか悪いとかいうことではないと思っています。

ただ現実的に考えた場合、やはり今後の協働の主役は「NPO法人」ということになっていくだろうとは思いますが。

——つまり「ビジネスができる」ということは、言い方を変えれば「市民」が行政や企業と対等に渡り合って社会を動かしていく自立した存在であると認められたということでもあるわけですね。

そうですね。これまで公共の担い手としてきちんとした位置づけのなかった「市民」の活動に、きちんとした法的根拠をもたらし、様々な法的権利と義務を定めたのが、この「NPO法」だったのです。

実はこのことは、日本の歴史上においても大きな転換点と言える出来事だったんじゃないかと思うんですね。私たちはこのNPO法をつくる運動をしていた時に、この法律によって明治維新以来の緩やかな革命を実現しようということをやっていました。

市民がNPOを作り、社会の責任ある主体になっていくということ、そして「協働」によって公共の一部を担っていくということは、それほど大きな社会システムの改革なのです。

——「NPO法」が成立し、いよいよ協働の取り組みが本格化したのではないかと思いますか、次に起きたのはどのような動きだったのでしょうか？

「NPO法」の成立・施行に歩みを合わせる形で、各地の自治体で「協働」や「市民活動支援」に関わる条例の制定が行われました。また条例という形ではなくて、「協働の原則」というような形で基本的なルールを打ち出す自治体もありました。

——「協働のルール」というのは、どのようなものなのでしょうか？

各自治体が定めたルールは、先進的なものから行政にとつて都合のいいものまで様々です。ただ、私自身は中立的な立場に立つて考えた時に、「協働」がきちんと機能するためには三つの原則が守られることが大切だと思っています。それは「非同一性、対等性、時限性」の三つです。

「非同一性」というのは、お互い同士が異なった存在であるということを確認合うということです。お互いの違いを認め合つてこそ、それぞれの持つ長所が生

かし合えるわけで、相手を安直に自分の型にはめ込まないことが大切です。

「対等性」というのは、両者が作業をする上で、上下の関係ではなく対等な立場でかわり合うということです。これは、しばしば「協働」におけるもっとも難しい点として問題になります。

「時限性」というのは、パートナーシップを組む時に、3年とか5年とか年数を区切っていくことです。同じ組み合わせで長く「協働」をやっていると、行政と市民が仲良くなつてしまつて、それは一見いいことのようにも見えますが、緊張感がなくなつて中身の質が落ちていくことにつながるんですね。

——実際の協働の現場を思い浮かべると、なるほどと思つことばかりですね。

それからもう一つ、これは「協働」のルールというより、より大きな社会全体のルールですが、「情報公開」ということが非常に大切になってきます。

市民が持っている力をきちんと活かせるようにするためには、様々な情報が隠し事なく市民に提供されていなければなりません。そういう意味では、「協働」と「情報公開」は車の両輪のような関係であると思えます。

——こうしてルールの整備も進み、いよいよ「協働」の実践段階に入つて行くわけですが、実際に取り組んでみるとまた様々な問題が出て来たのではないかと思います。次号ではそうした「協働が直面した現実」について、お話を伺いたいと思います。

(取材：堀内直子、桜井夏来)



NPPO法人 武蔵野農業ふれあい村

「農と食と自然環境」をキーワードに
市民参加で学びとつながりの機会と場の創成

代表 齋藤 瑞枝

武蔵野市の西の一角に農業公園があるのを「存在し
ですか？農地」だった土地を市が購入し、1年半にわ
たる市民参加のワークショップを行って2007年
春に開園した「農業ふれあい公園」です。

開園と同時に市民有志グループが畑を耕し始めま
した。畝の使い方も知らない市民に、NHK「やさ
い時間」でおなじみの恵泉女学園大学教授の藤田
智先生が、毎月1回教えに来てくださいました。

翌年には、市内に残っていた豪農の長屋門を公園
に移築し、同じ建築法で倉庫を建て、農業公園とし
て形が整ってきました。

そこで武蔵野市は、貴重な農業公園を多くの市民
に使っていたらこうと、土作りから収穫までをきち
んと学べる農業体験教室（通称農業塾）を開催する
ことにしました。その運営を行うために市民グルー
プはNPPO法人化することになり、2008年8月
NPPO法人武蔵野農業ふれあい村（以下「農業ふれ
あい村」）が誕生しました。

その際、この公園の存在意義を十分に活かすため
に、武蔵野の農風景を大切にすること、農文化を広
く市民に伝えること、農から派生する食の問題に取
り組むこと、これらの活動を次世代に伝えていくこ
と、またこの活動を通して市民のつながりを
大切にすることを目指しました。

現在「農業ふれあい村」は、この活動に賛
同した市内全域から集まっている農業塾の卒
業生が、会員や研修生として農についての研
鑽をつみ、農業塾やそれ以外の様々な活動に
運営スタッフとして参加しています。また、
「友の会」会員となり、様々なイベントに参
加しています。

具体的には、農業公園で開催されている武
蔵野市主催の「農業体験教室」の運営の他、
あらゆる市民の方に農業体験の機会を提供す

るために、市民協働推進課の助成を受け、農業公園
を舞台に子供のための「キッズ野菜クラブ」や、障
害者の方々の農業体験を行っています。また新座市
に農地を借り、研修生を中心に活動しています。
食に関する事業としては、商工会議所やJAとの
協働で市内産小麦栽培や「武蔵野地粉うどん」の普
及活動に参加し、食品会社が主催する「食と農と環
境の体験教室」の企画・運営も行っています。さら
に次世代への継承のために、千葉大学園芸学部から
インターンシップで学生を3名受け入れ、スタッフ
活動に参加してもらっています。

今や、農業塾で学んだ市民の方々が、農や食や自
然環境の大切さに目覚め、この活動を継続させたい
と参加される循環が生まれています。20代から70代
までの様々なバックグラウンドを持った方々が、武
蔵野の農と食と自然環境をキーワードに、仲間にな
りつながりの輪が生まれています。それぞれの方が
お持ちの専門性やスキル（PC、デザイン、会計、
法律…）を惜しみなく投入してくださっています。

この活動には行政との協働は不可欠です。それも
複数の課にまたが
るような協働が必
要です。より良い
協働を進めていく
ためにも団体とし
てしっかりとした
運営を行い、更に
活動を充実させて
行かなくてはと実
感しています。





市民協働 推進課から

「市民活動促進基本計画」(仮称)の 議論が進んでいます

武蔵野市では、平成17年度からの第四期基本構想・長期計画の中で「市民活動の活性化と協働の推進」を掲げ、「NPO活動の促進や協働のあり方に関する市の目標や方針を示した基本計画の策定作業を進める」ことを定めました。これに基づき、平成19年に策定されたのが「武蔵野市NPO活動促進基本計画」です。

このNPO基本計画の中では、NPO、市民活動団体、ボランティア団体等と行政が、それぞれの特性を活かしつつ対等な立場でパートナーシップを発揮し、地域の課題解決や新しい公的サービスの提供に取り組む方向性が打ち出されました。また、NPO・市民活動の促進や協働の推進に向けた市の基本姿勢と原則、さらにそれらを実現するため活動支援拠点の整備方針など、様々な支援のあり方も盛り込まれました。

本市では、平成19年度から平成23年度にかけて、このNPO基本計画を基に、NPO・市民活動の促進や協働の推進に総合的に取り組んできました。

このNPO基本計画の満了に伴い、今年度、新たに今後10年間の計画として、「市民活動促進基本計画」(仮称)の策定が行われます。

市では、「市民活動促進基本計画(仮称)策定委員会」を設置、5月に開催した第1回目の委員会では、これまでの市の取り組みや今後の計画策定の流れについての議論がなされ、協働の概念、協働の位置づけ、市民活動団体等や市の実態把握のあり方や考え方などについて、積極的な意見交換が行われました。

また6月下旬から7月にかけて、市と協働事業実績のある団体にアンケートを実施し、回答のあった団体のうち5団体のグループインタビューを実施しました。

グループインタビューでは、活動を継続するための苦労や市との関わりのおかげで困難に感じたこと、今後の協働に望むことなどが団体より話されました。

今後、委員会では、市民活動団体等の実態調査やパブリックコメントの募集など、幅広く市民等の意見を

取り入れながら、市の方向性や施策のあり方について計画案を策定し、年度末を目途に市長に答申します。

委員会は原則公開としており、傍聴いただくことができます。会議日程は、日時場所が決まり次第、市報及び市ホームページでお知らせします。委員会の議事要録は市ホームページに掲載して公開します。

武蔵野の「協働」の大きな方向性を決める「市民活動促進基本計画」(仮称)にご注目下さい。



市民協働推進課 白相 恵子

第2回 市民活動促進基本計画(仮称) 策定委員会

日時：平成23年9月12日(月) 午後7時～9時
会場：武蔵野市役所西棟4階413会議室

- ※傍聴は定員10名程度の予定です。
- ※開始15分前より先着順で受け付けます。
- ※西棟1階の出入り口をご利用ください。
- ※西棟入口をご存じない方は、当日午後5時15分までに推進課へお問い合わせください。

市民協働推進だより LINK!

2011年 秋号



2011年
9月1日発行

次号発行予定：2011年12月1日

発行：
武蔵野市企画政策室
市民協働推進課
〒180-8777
東京都武蔵野市緑町2-2-28
武蔵野市役所西棟7階
Tel 0422-60-1830
Fax 0422-51-2000
sec-kyoudou@city.musashino.lg.jp
http://www.city.musashinolg.jp/

編集・制作：
特定非営利活動法人
武蔵野市NPO・市民活動
ネットワーク
〒180-0022
東京都武蔵野市境5-24-10
亜細亜大学1号館
栗田研究室内
Tel 0422-36-7326
k-salon@clipb.net

編集スタッフ：
桜井 夏来
小野塚 洋子
栗村 真里
堀内 直子
前川 順子

「市民協働推進だより」は、
武蔵野市とNPO法人武蔵野市
NPO・市民活動ネットワーク
による協働で制作しています